

都市計画審議会資料
7. 11. 14
建設部 都市計画課

松本市立地適正化計画の見直しについて

1 趣旨

居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するため、平成31年に改定した「松本市立地適正化計画」が概ね5年経過したことと、令和2年に都市再生特別措置法の改正により、計画内に防災指針を追加することが定められたことから見直しを行うものです。

2 主な経過

H 2 9. 3	松本市立地適正化計画を策定
3 1. 3	松本市立地適正化計画の一部改定
R 2. 9	都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画に定める事項に防災指針を追加
6. 1 2	松本市都市計画審議会（第65回）で報告
7. 2～10	松本市都市計画策定市民会議で協議（3回開催）
7	松本市都市計画審議会（第66回）で報告

3 現状の分析（中間評価）

人口増減等を分析したところ、村井・平田駅周辺と波田駅周辺エリアの人口密度は増加していますが、全域としては減少しています。 資料1-1

居住誘導区域の指標（人口密度：人/ha）

※計画策定時の区域設定

居住誘導区域	基準値 (H27)	中間評価(R4)	目標値 (R17)
◎全域（6区域）	45.6	44.4	45.6
①中心市街地・信大周辺	47.3	46.0	47.3
②南松本駅周辺	41.4	40.5	40.0
③村井・平田駅周辺	41.7	43.2	40.0
④島内駅周辺	47.2	44.9	47.2
⑤波田駅周辺	31.5	31.9	35.0
⑥寿台・松原	59.3	52.7	59.3

4 現計画との主な変更点

- (1) 居住誘導区域における災害リスクを回避・低減するため、必要な防災・減災対策と具体的な取組みをまとめ、新たに防災指針を追加しました。 (P.69～87)
- (2) 令和4年に市街化区域に編入した上村井地区、島内東方地区、和田西原地区を居住誘導区域に追加しました。 (P.65～67) 資料1-2
- (3) 都市機能誘導区域に誘導すべき施設について、法令・関連計画との整合を図るため一部内容を修正しました。 (P.31～55) (裏面に続く)

5 松本市立地適正化計画

(1) 概要版

資料 1-3

(2) 素案

資料 1-4

6 第65回、第66回都市計画審議会の意見に対する対応方針

資料 1-5

7 今後の予定

1 1月下旬にパブリックコメントを実施し、令和8年3月末の策定に向けて進めます。